

県指定有形文化財の指定

種 別	歴史資料の部
名称・員数	<small>にしむらやまぐんやくしよぶんしよ</small> 西村山郡役所文書 88 冊
所 在 地	寒河江市大字西根字石川西 3 5 5 (県史資料室 (山形県総務部高等教育政策・学事文書課分室))
所 有 者	山形県
年代、沿革、由来等	明治 11 年の郡区町村編成法により成立した 11 郡のうち西村山郡の郡役所で作成・受理された文書で、総点数は 88 点である。明治 11 年～明治 45 年の「地理一途」、大正 4 年～大正 11 年の「地理関係」、明治 22 年～大正 12 年の「土木一途」に加え、大正 12 年の郡役所廃止に際し文書を引き継いだ寒河江土木出張所の文書などからなる。昭和 54 年に寒河江建設事務所が西村山合同庁舎（現在の村山総合支庁西村山地域振興局）に移転するに際し、県史編さん室（現在の県史資料室）で引き継いだものである。
指定を要する理由等	平成 23 年の公文書管理法の施行などとあいまって、近年郡役所文書は各自治体の歩みを示す重要な資料として、国指定重要文化財・都道府県指定文化財とされる例が増加している。特に、本県設立以来の公文書は明治 44 年の火災でその大半が灰燼に帰し、また郡役所文書は大正 15 年の郡役所廃止に伴い文書が廃棄される例が全国的に多いため、本県の近代の歩みを伝える資料として大変貴重である。本県は幸いにも郡役所建物が他の都道府県と比較しても残存状況が良く国・県指定文化財となっており、文書もあわせて指定することでその歴史的価値を高めることが期待される。

